

今別町障害者活躍推進計画

機関名	今別町
任命権者	今別町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
今別町における障害者雇用に関する課題	今別町及び今別町教育委員会で合算した令和6年度の障害者の実雇用率は、法定雇用率を下回っているため、職員採用計画では高卒・大卒問わず障害者枠での採用を進めてきています。しかしながら募集しても応募がない状況が続いていることから、これまで同様、障害者の積極的な採用を実施し、計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、障害のある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいく必要がある。
目標	
①採用に関する目標	○令和12年3月31日時点の実雇用率：2.8% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握及び進捗管理を行うものとする。
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせないことを目的とする。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、総務企画課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を総務企画課に設定している。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲において適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定に障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受け入れを実施する。
④その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を図る。